



各位

会社名 株式会社アイビスホールディングス
(コード番号 9334 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 永江 榮司
問合せ先 取締役管理部長 猪田 寛生
T E L 052-526-1590
U R L <https://www.ibisholdings.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせについて

当社は、2024年1月8日開催の取締役会において、2024年1月30日開催予定の第4回定時株主総会に「定款一部変更の件」を上程することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 提案の理由

企業経営におけるガバナンス体制を強化するため、監査役会設置会社へ移行することが理由であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(員 数) 第28条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(員 数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。
(新 設)	<u>(常勤監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までの各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現行定款	変更案
	<u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
	〔現行定款第31条から同第36条までそれぞれ3条ずつ繰り下げ〕
附 則	附 則
<u>(定款の規定の効力発生日)</u> <u>第 1 条 変更案第15条の規定の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 本附則第1条は、前項の効力発生後、削除されるものとする。</u>	(削 除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2024年1月30日

定款変更の効力発生予定日：2024年1月30日

以上